

2015月 2度 昆山会月例会の内容

■開催日時: 2015年 2月 11日(水)18:00~19:00

■開催場所: 麗景花園 日本料理「陣屋」会議室 参加人数 名

■参加役員

光中会長	○	石田副会長	○	笠原副会長	○	高橋副会長代	○
仁井見副会長	○	岡田副会長	×	福島副会長	×	加藤(博)幹事役	×
加藤(基)幹事役	×	牛ノ濱幹事役	×	中村幹事役	×	伊丹幹事役	×
木村幹事役	○	卞幹事役	○	吉田幹事役	○	魯幹事役	○
市川名誉顧問	×	成瀬名誉顧問代	○				

高橋副会長の代理出席=宮内氏

成瀬名誉会長の代理出席=古橋氏

◇◇◇議事録◇◇◇

1) 会員企業リクルート様よりの情報『日系企業の昇給率』

『日系企業の昇給率』を都市別にまとめました。2015年の予測昇給率も掲載しています！

昨日、日本貿易振興機構(JETRO)さんが、「在アジア・オセアニア日系企業実態調査(2014年度調査)中国編」を発表されました。年1回発行される本レポートは、在中日系企業の営業利益の見通し、経営上の課題などがまとまっており、日系企業の中国市場に対する現状認識を把握する上で非常に重要な資料です。

同レポートには、日系企業の各種賃金関連データも掲載されています。そのなかから今回、RGFでは2011年以降の日系企業の昇給率(ベア率)推移をまとめてみました。もちろん2015年の予測昇給率も掲載しておりますので、昇給の参考資料としてご活用いただければ幸いです。

何卒よろしく願いいたします。

※添付資料「②【リクルート RGF お客様用資料】2015年 日系企業の予測昇給率(都市別)」をご覧ください。

=====

RGF HR Agent 上海艾杰飛人力资源有限公司

蘇州分公司

(リクルートホールディングス中国法人)

中谷吉宏 Nakatani Yoshihiro

蘇州市工業園区旺墩路 188 号建屋大厦 1109 室

TEL: (+86) 512-6262-3595 内線 120

MOB: 187-0213-5681

URL: <http://www.rgf-hragent.com.cn>

=====

2) 会員企業からの質問「中国の入国査証(ビザ)に関する新规定について(注意喚起)」

下記のメールの件で、日本人会の会員様はどのような対応を取られているか教えていただけませんか？詳細は不明ですが、容易に出張ができないような感じです。よろしくお願いいたします。

メール配信サービス

在中国日本国大使館からのお知らせ

中国の入国査証(ビザ)に関する新规定について(注意喚起)

2015年1月13日

在中国日本国大使館

中国においては、短期滞在者を対象とする新たな規定が以下のとおり施行されました。ご自身の活動の内容により、必要なビザを取得していない場合、不法就労とみなされる可能性がありますので注意が必要です。

1. 中国の新たな規定

(1) 昨年11月、人力資源社会保障部等は、「外国人が入境して短期業務任務を完成させる場合の関連手続秩序(試行)」「(注: 以下「新规定」。なお、中国語では「外国人入境完成短期工作任务的相关并理秩序(试行)」)を发表し、本年1月1日より施行されています。「新规定」の原文は以下の人力資源社会保障部のHPに掲載しています。

http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/ldbk/jiuye/JYzonghe/201411/t20141121_144780.htm

(2) 「新规定」の施行により、訪中して業務を行う場合に(ア)長期滞在でなくとも、「就労」にあたるとしてZビザが必要となるケースや、(イ)Mビザが必要となるケースが示されており注意が必要です。

(ア)には、中国内の協力先での技術指導や管理を行う場合や、映画や広告の撮影等が含まれており、この場合は、滞在先の人力資源社会保証部門で新たに導入された「短期工作証明」を所得した上で、中国の大使館や総領事館でZビザを取得する必要があります。

(イ)には、購買機器の設備維持、補修、設置や、中国内で入札したプロジェクトの指導、中国内の支社等に派遣されて短期業務を行う場合、また、運動競技に参加する場合や、ボランティアに参加、あるいは文化部門が認める非営業目的の公演等が含まれており、内容に応じてMビザかFビザの取得が必要とされています。なお、「短期工作証明」の取得方法について、ご参考までに北京市外国專家局(中国語)のHPを以下のとおり紹介いたします。

http://www.bjrbj.gov.cn/wzzx/work_570/work02/201412/t20141225_38029.html

2. 査証免除措置への影響

(1) 中国は従来より、「一般旅券を所持する日本、シンガポール、ブルネイの3カ国国民が、中国へ観光、商用、親族知人訪問或いは通過の目的で入国する場合、滞在日数が入国した日から15日以

内であればビザが免除され、外国人向けに開放された空港、港から入国できる。」として、日本国国民等に対して査証免除措置を実施しています。(具体的な説明は以下のサイトをご参照ください)

在日本中国大使館HP

→ <http://www.china-embassy.or.jp/jpn/lfsu/hzqzyw/t938315.htm>

中国外交部(中国語)

→ http://cs.mfa.gov.cn/wgrlh/lhqz/cjwdn_660600/t1175680.shtml

(2)中国外交部に確認したところ、「新規定」施行後も、査証免除措置に変更はない旨の回答がありました。出張等で訪中される際は、中国における活動が「商用」に該当するのか、「新規定」が分類するいずれかの事項に該当しないのかにつきご注意ください、必要な場合には該当するビザを取得いただくようお願いします。

【ご参考】新規定の具体的なイメージとしては、例えば以下のようなケースを規定するものとなっています(なお、実際にビザが必要か否かは、当館としては判断できませんので、日本にある中国の大使館や総領事館等中国側に個別に確認していただく必要があります。)

ケース1 1週間中国に渡航して合弁先の企業で技術指導を行う場合

→ 事前に「短期工作証」を取得した上で、Zビザの申請が必要になると考えられます。

ケース2 中国で行われるモーターショーにモデルとして出演するため6日間渡航する場合

→ ケース1同様、「短期工作証」、Zビザが必要になると考えられます。

ケース3 納入した設備の取り付けのために20日間中国に渡航する場合

→ Mビザが必要となると考えられます。

ケース4 中国でのボランティア活動に参加するために10日間中国に渡航する場合

→ Fビザが必要となると考えられます。

(新たな規定とは直接の関係はありませんが、

ケース5 取引先との商談のため3日間中国に渡航する場合

→ 日本の一般旅券所持者であれば査証免除措置での渡航が可能と考えられます。)

■関連質問および報告事項

今日日本の旅行社から、2015/1/1 から中国への短期商用時に今まで不要だった入国ビザが必要になるとの情報が入ってきました。私が1/4に高松空港から搭乗し浦東から入国した際には、特に今までと変わった印象は受けませんでしたし、入国目的を入管で聞かれることもありませんでしたが...

これは結構関係のある日系企業も多いと思います。

この新しい規定は現段階では(試行)となっており、どの程度迅速/厳格に適用されていくのか? は判りませんが、上海の日本領事館に確認した上で、会員企業に情報として流して頂けませんか?

【会員からの報告】

VISA の関係で下記のような事例の報告がありました。

弊社の使用しておりますツアー会社様の天津駐在員より、下記の通りビザの抜き打ち検査があった旨連絡がありました。

○ 中国VISAの関連情報です。

新规定が通知された後、大連、広州で抜き打ち検査が実施されたそうです、概要は

- ・NO-VISA入国者を対象として、滞在ホテルに押しかけ抜き打ち検査を実施
(ホテル・チェックイン時にパスポートデータ/所持VISA情報などシステムに登録、自動的に公安に流れるシステムになっています)
- ・中国での目的を確認
- ・NO-VISAで業務目的で入国していると判明した場合、拘留・罰金が科せられる

大連、広州では、日本人がそれぞれ処罰対象となったそうです。中国としてはNO-VISAは「観光」、業務は「M」、「Z」と明確に区別をしたいようです。

添付は、領事館-JETRO-天津日本人会に流れてきた情報だそうです。もし、このようなシステムが出来上がっているのであれば、VISA の取得をした方が間違いないといった状況なのでしょうか？

よろしくお願ひします。

■出席会員の意見

江蘇省ではまだ厳格に行われていないし、これから実施するかも不明

但し、もし質問された場合の回答としては

- ・ビジネス出張、見学、市場調査が好ましく、
- NGとしては検査、設備立上げ、技術指導等になる。

3) 在上海日本国総領事館「鳥インフルエンザ関連情報(第94報)」

150127(上海市, 浙江省, 江西省における感染例の発生)

在上海日本国総領事館

2015年1月28日

1. 上海市衛生・計画生育委員会は1月22日、上海市内で鳥インフルエンザA(H7N9)による新たな感染例1例が確認されたと発表しました。同発表による感染者の状況は以下のとおりです。

上海市戸籍の75歳の女性である陳某は、22日に感染診断が確定。病状は重く、現在治療中。

2. 新華社報道によると、浙江省衛生・計画生育委員会から記者が得た情報として、昨年下半年の冬に入ってから本年1月20日までに、浙江省では鳥インフルエンザA(H7N9)の確定診断症例が

累計で14例(死亡2例, 危篤8例, 病状が比較的安定ないし快方に向かっている2例, すでに退院2例)あると報じられています。

3. 新華社報道によると, 江西省衛生・計画生育委員会は1月16日, 江西省で鳥インフルエンザA(H7N9)による感染例1例が確認されたと発表しました。同発表による感染者の状況は以下のとおりです。

贛州市安遠県在住, 34歳男性の藍某は, 15日に感染診断が確定。病状は危篤, 現在贛州市内病院で治療中。

4. 今回の感染により, 2014年下半期以降, 当館管内で感染が確認・発表されたのは, 上海市3例, 江蘇省8例(うち死亡4例), 浙江省14例(うち死亡例2例), 江西省1例の計26例となりました。

5. 当館管内を含む中国国内各地では, 2013年2月以降, 特に冬季から春季を中心に鳥インフルエンザA(H7N9)の感染が多数確認されているところ, 在留邦人の方におかれては, 以下の諸点にご注意願います。

(1) 発熱, 咳などの呼吸器感染の症状が発症, 特に高熱の発症や呼吸困難の症状が見られた場合は速やかに医師の診断を受けるようお願い致します。医療機関受診の際の注意点等については, 当館ホームページの「鳥インフルエンザ関連情報」ページに掲載しておりますのでご確認ください。

<http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/life/toriinfuru-j.html>

(2) 不用意に鳥・家畜に近寄ったり触れたりせず, 手洗い, うがい等を励行し, 衛生管理に十分注意してください。また, 十分な栄養, 睡眠をとり, 平素からの体調管理に気をつけてください。

(3) 外出する場合には, 人混みはできるだけ避け, 人混みではマスクをする等の対策を心がけてください。中国国内で出張, 旅行等をされる場合は, 現地の医療事情や感染発生状況等を確認して計画を立てるようにしてください。

(4) その他, 感染地域滞在の注意事項については, 「海外渡航者のための鳥及び新型インフルエンザに関するQ&A」を御参照ください。(http://www.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/influ_qa.html)

(5) また, 2013年4月26日に行われた賀来満夫・東北大学大学院医学系研究科教授による講演相談会の資料を当館ホームページに掲載しております。鳥インフルエンザA(H7N9)の特徴や予防の知識などの情報が多数含まれておりますので, 是非ご活用ください。

6. 当館では新たな情報が得られ次第, 当館ホームページ等でお知らせします。

(参考ホームページ等)

○外務省領事サービスセンター

住所: 東京都千代田区霞が関2-2-1

電話: (代表)03-3580-3311(内線)2902

○外務省領事局政策課(海外医療情報)

電話: (代表)03-3580-3311(内線)2850

○外務省海外安全ホームページ: <http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

○鳥インフルエンザに関する情報(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/index.html>

○海外渡航者のための感染症情報(厚生労働省検疫所)<http://www.forth.go.jp>

○高病原性鳥インフルエンザ(国立感染症研究所感染症情報センター)

http://idsc.nih.go.jp/disease/avian_influenza/index.html

○鳥インフルエンザに関する情報(農林水産省)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

○鳥インフルエンザA(H7N9)に関する世界保健機関(WHO)の情報

http://www.who.int/influenza/human_animal_interface/influenza_h7n9/en/index.html

○国際獣疫事務局(OIE)

http://www.oie.int/eng/en_index.htm

4) 会員企業からの情報「企業人員削減に関する規定(意見募集稿)」について

中国人力資源・社会保障部(人社部)より、会社の人員削減(リストラ)の手順&条件について、新しく規定を発表し、意見徴収始めました。恐らく、このまま実行されるだろうと推測します。

労働契約法に基づいて細分化した規定であります、手続きは従来より煩雑になりました。

詳細は添付ファイル「③リストラに関する新規」にご参考してくださいませ。

北京天達共和(上海)律師事務所 張 翠蓮

郵便番号:200120

住所:上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号

恒生銀行大厦 13 楼 13-121 室

TEL:58785301 FAX:58763728

MP:18601671165 EMAIL:suirenn_cho@163.com

5) 在上海日本国総領事館「渡航情報(広域情報)」

【150123】

シリア邦人拘束事案を受けた注意喚起

(本文)

1. 1月20日、イスラム過激派組織のISIL(イラク・レバントのイスラム国)を名乗る人物がインターネット上で、シリアで行方不明となっていた日本人と見られる人物2名の殺害を予告する等の映像を放出しました。

2. 映像の人物は、日本が十字軍戦争への参加を志願し、ムスリムの女性や子供を殺し家を破壊するため、また、イスラム国の拡張を止めるため、ジハード戦士に対して背教者を訓練するために、寄付をしたなどと述べています。

3. つきましては、上記のような情勢に十分に留意し、誘拐、脅迫、テロ等の不測の事態に巻き込まれることのないよう、各地域の特徴を踏まえた上で、外務省が発出する渡航情報等及び報道等により最新の治安情勢等の関連情報の入手に努め、日頃から危機管理意識を持つとともに、状況に応じて適切な安全対策が講じられるよう心掛けてください。

なお、シリアについては、全土に「退避を勧告します。渡航は延期してください。」の危険情報が発出されており、また、シリアにおける取材について、報道各社等に向けて注意喚起

(http://www.anzen.mofa.go.jp/attached2/attached_syria20150121.pdf) を発出しています。

(問い合わせ先)

○外務省領事サービスセンター

住所: 東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話: (代表) 03-3580-3311 (内線) 2902、2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局邦人テロ対策室(テロ・誘拐関連)

電話: (代表) 03-3580-3311 (内線) 3399

○外務省領事局海外邦人安全課(テロ・誘拐関連を除く)

電話: (代表) 03-3580-3311 (内線) 2306

○外務省 海外安全ホームページ: <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp> (携帯版)

【150202】渡航情報(広域情報)イスラム過激派組織の ISIL(イラク・レバントのイスラム国)による日本人と見られる人物の殺害を受けた注意喚起

1. 2月1日(日本時間)、イスラム過激派組織の ISIL(イラク・レバントのイスラム国)を名乗る人物が、シリアで行方不明となっていた湯川遥菜氏に引き続き、後藤健二氏と見られる人物を殺害した映像がインターネット上で配信されました。

2. この事件は各国のメディアでも多く取り上げられており、国際的に非常に注目を集めている事件であることや、最近では ISIL 又は ISIL の主張に賛同しているとみられる者によるテロが世界各地で発生していること等を踏まえれば、日本人、日本企業、及び、日本人学校等の我が国の関係機関や組織がテロを含む様々な事件に巻き込まれる危険があります。

3. つきましては、上記のような情勢を十分認識し、誘拐、脅迫、テロ等の不測の事態に巻き込まれることのないよう、各地域の特徴を踏まえた上で、外務省が発出する渡航情報等及び報道等により最新の治安・テロ情勢等の関連情報の入手に努め、日頃から危機管理意識を持つとともに、状況に応じて適切な安全対策が講じられるよう心掛けてください。

4. 特に、シリア、イラクのみならず、退避勧告が出されている国や地域に滞在中の方は、直ちに国外等の安全な地域へ退避するよう強く勧告します。

(問い合わせ先)

○外務省領事サービスセンター

住所: 東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話: (代表)03-3580-3311(内線)2902、2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局邦人テロ対策室(テロ・誘拐関連)

電話: (代表)03-3580-3311(内線)3680

○外務省領事局海外邦人安全課(テロ・誘拐関連を除く)

電話: (代表)03-3580-3311(内線)2306

○外務省 海外安全ホームページ: <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp> (携帯版)

(在上海日本国総領事館)

<http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/index.html>

電話: (代表)021-5257-4766

6) 第 10 回 昆山日本人会 ゴルフコンペのご案内

昆山日本人会ゴルフ同好会各位様

春節を前に忙しい毎日をお過ごしのことと拝察致します。

記念すべき第 10 回の昆山日本人会ゴルフコンペを、予定通り来る 3/15(日)に昆山太陽島 GC.にて開催致します(目標参加者数=14 組 56 名)。

2/19(木)の春節を挟んで殆どの方が帰国されると思いますが、準備の都合上 2/27(金)を締め切りとさせて頂きたく、添付の案内に必要事項をご記入の上可能な限り春節帰国前の参加表明をお願い致します。

昆山日本人会ゴルフ同好会幹事

光中 徹

■現在の申込み状況

現在の申し込み数は42名、もしも、14組を超えるようであればスタート方法の変更など考える必要がある。

7) 在上海日本国総領事館「春節に向けた注意喚起」

【150204】

1 一般的に、春節前には各種犯罪被害が増加する傾向にあります。在留邦人の皆様におかれましては、通常以上に周囲への警戒を強め、自身の安全確保に努めていただきますようお願いいたします。

ます。また、休暇で自宅を長期間留守にする場合は、玄関や窓の施錠など、防犯対策に十分留意してください。

2 また、春節前は忘年会等飲酒の機会が増え、飲酒に起因する事件事故が増加する傾向があります。特に最近、当館管轄地域内において、過度の飲酒に起因した死亡事故が複数件発生しています。アルコールを適量以上に摂取すると、舌の筋肉が緩み、付け根が喉に落ち込んで気道閉塞を起こすことがあるほか、泥酔して意識がない状態で嘔吐すると、嘔吐物が喉に詰まり窒息する危険があります。このため、飲酒をした場合には、互いに様子を観察し合い、出張者等が一人で宿泊する際には宿泊先に送り届け、気道を確保し状況を確認するなどの措置を取りましょう。

3 また、パスポートの紛失・盗難事案も多発しています。飲酒後の不注意に起因するものが多く、また冬場は、コート等厚着をすることにより、ポケットからのパスポート等の落下に気付にくいことも、紛失増の一因となっているようです。中国でパスポートを紛失した場合、公安当局及び当館で所要の手続が必要となるため、帰国まで通常2週間程度を要します。春節休暇期間中は、各窓口が閉鎖されるため、更に多くの日数を要しますので、パスポートの管理には留意してください。

4 加えて、従前より当館ホームページ等においてご案内のとおり、当地ではぼったくり被害も多発していますので、飲酒後は特に気をつけてください(詳しくはこちら)。

5 なお、中国においては、買春行為(性的サービスを伴うマッサージ等を含む。)は違法であり、10日以上15日以下の拘留及び5千元以下の罰金が科される可能性があるほか、国外退去処分及び一定期間の再入国禁止措置が付される場合もあります。当地に滞在・渡航される方は、中国の法令を遵守し、このような違法行為は厳に慎むようにしてください。

8) 会員企業からの質問「春節福利等に関する質問」

いつもお世話になっております。ご多忙のところ 申し訳ありませんが春節のおける従業員への対応についてご教示いただきたく お願いいたします。

1、弊社は、2/18(水)～24(火)で春節休暇を予定しており

- ・春節前:商品券 + 礼包(菓子詰合)
- ・当日:食堂で料理肉1増+ジュース1
- ・春節明け(紅包):現金

の配布を予定していますが、昆山の各社様はどのようにされてますでしょうか？

2、また、春節期間中の出勤者に対して

いままでは、残業代(法定休日 300% 休日 200%)以外何もしていませんが、深センにある兄弟会社が残業代以外に 期間中出勤に対する手当を支給しており当社も、必要ではないか？と検討をしております。昆山の各社様は一般的にどのようにされてますでしょうか？

ぎりぎりのお伺いで申し訳ありませんが 判断基準がなく情報をいただきましたら 幸いに存じます。

また、別件ですが 開発区の数社が、残業の36hr超過で実際に罰金を科せられたという情報をローカルより聞いております。今月の定例会で 情報共有できたらありがたいと存じます。

よろしく願いいたします。

■出席会員から新しい情報提供は無かったようです(?)何か情報、意見があれば事務局まで。

9) 会員企業「損保ジャパン日本興亜」様より新安全生産法について

損保ジャパン日本興亜様より新安全生産法についての関連資料をいただきました。詳しくは添付資料「⑥【新安全生産法の概要と対応ポイント】」「⑦【新安全生産法の施行に伴う運営リスクの変化】(日文)」をご覧ください。

10) 会員企業からの質問「通勤の際の手段について」

先日日本から役員が来た際の話です。

通勤の際に個人の車を使用し、重大な事故(本人の過失大)が発生し、その車の保険を超える請求があった場合、その請求が会社にくる可能性があるため、社員の車通勤は禁止にする指示がありました。社内に展開しましたが、

- ・労働法に違反する。
- ・中国で車通勤を禁止している会社は聞いたことが無い。

と不満を返されてしまいました。

会員様の中で、車通勤を禁止されている会社様、車通勤の際の社内の労災規定がある会社様がありましたら、2/11の議案でヒアリングさせて頂けないでしょうか？

参考意見を聞かせて頂きたく、宜しくお願いします。

■出席会員の意見

社有車の保険は管理しているが従業員の保険まで管理できていないのが実態
社内規定で制限する方法もあるが実際に事故が発生した場合の効力は疑問？

11) 3月のお花見会の日程について

光中会長から、今年度のお花見の日程についてのご相談がありました。

今定例会で花見の日程を決めておく必要があろうかと思えます。
昨年は暫定 3/23(日)で案内し、最終的に 3/30(日)に実施=散り始めのタイミングでした。
今年は 3/29(日)開催前提で行きますか？
3/22 で一旦案内しますか？
開花から 1 週間で満開になる為、予想は極めて難しいのですが…

12) その他出席会員からの報告及び質問

■デロイト「移転価格税制セミナーのお知らせ」

デロイト様から「移転価格税制セミナー」の資料配布と説明がありました。

概要: 2014年江蘇省において移転価格税制調査チームが発足して効果を上げた。

調査対象企業は16社で追加税徴収額は40億元、(16社の中で日系企業2社)

2015年は更にチームのメンバー補強をして調査対象企業25社を目標としている。

■出席者からの質問「中国人女性との結婚に対する日本本社の対応」

Q: 中国人の女性と結婚して婚姻届も提出したが、日本の会社側が扶養家族と認めない。
(保険、不要手当)、他の企業での事例があったら聞きたい。

A: 婚姻届をだして謄本に記載されていれば、どこで、誰と結婚しても認められるという意見が
2社からありました。

13) 会員企業業務ご紹介

会員企業の昆山洋揚国際貨運代理有限公司から業務紹介の依頼がありましたので、紹介いたします。
詳しくは添付資料「⑤昆山洋揚国際貨運代理有限公司」をご覧ください。

14) 新会員、新規駐在員及び帰国会員ご紹介

◆新規会員

▼柯尼卡美能达商用系统无锡有限公司蘇州分公司 (コニカミノルタ) 榑原氏
蘇惠路 88 号环球财富广场 1 幢 801 室 0512-6262-0377

▼佳能(中国)有限公司 (キヤノンチュウゴク) 前田 幸宏(项目经理)
苏州市新区狮山路 28 号 苏州高新广场 1901 室 0512-6832-3328
キヤノン製品(事務機・カメラなど)全般の販売

◇帰国会員

▽昆山王子過濾制品有限公司 坂本 和彦 総経理
いつもお世話になっております。

この度、日本帰任辞令を拝命し帰任することになりました。在席中、各種情報提供をいただき誠

にありがとうございました。

後任として副総経理の田中健太郎が新総経理に就任致しますので変更の程よろしくお願い致します。弊社駐在員は新総経理田中健太郎と宮崎一希(経理)の2名体制となります。

それでは今後ともお世話になると思いますが、何卒、よろしくお願い致します。

▽曾田香料(昆山)有限公司 吉永 敬 副総経理

▽日本財産保険(中国)有限公司 六本木 章代 様

3月末をもって退職され日本に帰国するとの報告がありました。

15) 在上海日本国総領事館発行「総領事館緊急メールマガジン」への登録の勧め

昆山日本人会において、領事館発行の「総領事館緊急メールマガジン」の取り扱いについて。2010年6月までは、この「総領事館緊急メールマガジン」が発行された場合、昆山日本人会会員へ転送していましたが、7月以降は月例会議事録には掲載いたしますが、都度の転送はいたしません。非常に重要な情報もありますので、駐在員の方は「総領事館緊急メールマガジン」への登録をお勧めします。

◆総領事館緊急メールマガジン

配信御希望の方は下記 URL にアクセスし、登録をお願いします。

総領事館緊急メールマガジン登録ページ

http://www.mailmz.emb-japan.go.jp/cmd/shanghai_cn.html

16) 各同好会・会員交流のお知らせ

■同好会の最近の活動状況

▽ゴルフ

2015年度昆山日本人会ゴルフコンペは 3月、7月、11月の年三回を予定しております。

◆ 連絡先 中国蘇旺你有限公司 光中 徹 t.mitsunaka@swany.co.jp

▽ソフトボール

4月より江蘇省リーグが開幕。蘇州3チーム、無錫、昆山、各1チームの合計5チームでリーグ戦を行っています。

江蘇省リーグ以外にも、月に1~2回程度練習等を昆山で行っております。会社内で興味がある方がおられましたら紹介をよろしくお願い致します。

・練習場所:未定

- ・練習日時:日曜日(不定期開催、月3回程度)午前9時～午後12時
- ・参加費: 飛び入り参加の場合は1回40元。会員登録の場合は年1000元の会費を徴収いたします。

◆連絡先 :日吉 達朗 杭州哈利瑪電材技術有限公司 昆山営業所
186-6235-7217 hiyoshi-t@harima.co.jpまで 事前確認下さい。

▽テニス

毎週練習していますので興味ある方はぜひ覗いてみてください。

場所:陽光世紀花園内テニスコート(長江北路 大型スーパー易初愛蓮(ロータス)の対面南側)

- ・水曜日 ナイター(18:00～21:00)
- ・土曜日 13:00～17:00
- ・日曜日 13:00～17:00
- ・参加費:参加毎に40元を徴収いたします。

◆連絡先 長谷川 潔 (達晶電子(昆山)有限公司) 138-0626-3560
haseskz@fa3.so-net.ne.jpまで事前確認してください。

▽サイクリングクラブ

昆山日本人会自転車クラブでは仲間を募集しています。のんびりと童心にかえって自転車で散歩してみませんか? きっと新しい発見があるはずです。自転車もママチャリで大丈夫。入会金・会費等は無料です。毎月1回 60km程度のツーリングを予定しています。興味がある方はメールを下さい。のんびりとお待ちしております。ご興味のある方は下記連絡先にお問い合わせください。

◆連絡先 関西塗料有限公司
副総経理 石田 純也 ishida@szkalskansai.com

▽昆山会 OB 会、OG 会

昆山に駐在経験があり、現在は日本に戻られた OB、OG のメンバー(関東方面)が日本で懇親会を開催しています。ご興味のある方はご連絡ください。

◆連絡先 関東支部まとめ役 山田氏 yoshikazu.yamada@tohmatu.co.jp

▽フットサル同好会

基本的に毎週土曜日か日曜日に練習、試合等を実施。参加申し込み、お問い合わせ下記連絡先へお願いします。

◆連絡先 田澤 睦 氏 makoto-tazawa@toyorikagaku.com

▽女性の集い

昆山在住の日本人女性も少なくなり、約 20 名程度です。月一回(毎月第二水曜日)日本人どうし
で集まり情報交換をしております。また、中国、台湾の女性も参加する集まりも不定期で開催して
おります。

◆連絡先 徐 奈緒子 torazou21@hotmail.com 福島 麻子 asako112811@yahoo.co.jp

▽釣り同好会

月に一度、月例会を行っています。活動場所: 昆山、蘇州、上海近辺。活動時期: 3 月～11 月。
詳しくは下記連絡先にお問い合わせください。

◆連絡先 山中 達雄 yama@sanwa-nmz.co.jp 赤崎 恒太郎 k_hashiretoto@yahoo.co.jp

▽昆山ミュージックフレンズ

この度、新しいサークルを昆山に設立致しました。「昆山ミュージックフレンズ」です。フォークソ
ングからハードロックまで、アマチュアバンドを組んで音楽を楽しみませんか? 未経験者、聴くだけの
参加も大歓迎です。勿論、国籍、年齢、性別は問いません。

上海、蘇州で開催されている日系バンドのライブ情報なども発信しています。

◆連絡先 真鍋 tmanabeg@gmail.com

▽昆山日本人会ブログ・BBS

中国の閲覧規制のかかってしまった、当会サイトでしたが、新しく立ち上げました。会員同士の
情報収集、意見交換等にお役立てください。

■昆山会のブログ等のサイト

Blog <http://kja.seesaa.net/>

BBS <http://111834.peta2.jp/?guid=ON>

17) 次回定例会のお知らせ

※今年から開催日時が変わっています。ご注意ください。

次回定例会(3 月度)

※三月度定例会の司会進行は高橋副会長です。

日時: 2015年 3月 11日(水) **第二水曜日 18:00~**

場所: 麗景花園 日本料理「陣屋」 会議室

昆山市前進中路 48 号麗景花園

TEL0512-5731-7149

E-mail fwgh4006@gmail.com

本資料に掲載されている写真、記事等を複製、販売、出版、配布及び変更を加えて表示することを禁じます。コンテンツの複製等をご希望の方は昆山日本人事務局までご連絡ください。
